令和7年度 労災保険制度・レセプト 請求・各種届出に関する 留意点について

福岡労働局労災補償課

労災保険制度について

労災保険とは

業務上又は通勤途上に被災した労働者の 傷病に対して、

- 1 迅速な治療
- 2 早期の職場復帰を図る ことを目的として、被災労働者に補償を行う保険です。

労働者災害補償保険法

第2条の2 (労働者災害補償保険)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、 疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。

労災保険制度

- ① 治ゆ (症状固定)
- ② 再発
- ③ 療養に関する給付の流れ

労災保険における **傷病が「治ったとき」**とは

- ① 労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の状態が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態をいいます。この状態を労災保険では「治ゆ(症状固定)」といいます。
- ② 傷病の状態が、「投薬・理学療法等の治療により一時的に回復がみられるにすぎない場合」(いわゆる一進一退の状態)などたとえ症状が残存している場合でもあっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ(症状固定)」として、それ以降は療養(補償)給付を支給しないこととなっています。

「医学上一般に認められた医療」とは

労災保険の療養の範囲として認められたものをいいます。

従って、実験段階又は研究過程にあるような治療方法は、ここにいう いう医療には含まれません。

「医療効果が期待できなくなったとき」とは

その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

従って、その傷病が安定し、投薬・理学療法等の治療により一時的 な症状の回復がみられるにすぎない場合は、医療効果が期待できない ものと判断します。

「治ゆ(症状固定)」の例

- 例1 骨折で骨ゆ合した場合であって、疼痛などの症状が残っていて も<u>その症状が安定した状態となり、</u>その後の療養を続けても<u>改善</u> が期待できなくなった場合
- 例2 骨ゆ合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、 治療施行時には運動障害が<u>ある程度改善されるが、</u>数日経過す ると、元の状態に戻るという経過が一定期間にわたってみられ <u>る</u>とき。
- 例3 頭部外傷が治った後に外傷性てんかんが残り、<u>治療によって</u> も、てんかん発作が完全に抑制できない場合であっても、<u>その</u> 症状が安定し、療養を続けても<u>それ以上てんかん発作の抑制が</u> 期待できなくなったとき。

「治ゆ(症状固定)」の例

- 例4 外傷性頭蓋内出血に対する治療後、<u>片麻痺の状態が残って</u> <u>も、</u>その症状が安定し、その後の<u>療養を続けても改善が</u> <u>期待できなくなった</u>とき。
- 例5 腰部捻挫による腰痛症の<u>急性症状は消退した</u>が、疼痛などの<u>慢性症状が継続している場合であっても、</u>その症状が安定し、療養を続けても<u>改善が期待できなくなった</u>とき。
 - ※症状固定を行う上で、これ以後も定期的な症状のケアを必要とする場合に、上記例3・4のように傷病によっては、アフターケア制度(措置範囲の制限有)が設けられています。 詳しくは、インターネット検索で「労災アフターケア制度」と入力したうえで、資料をご参照ください。

再発

「治ゆ」後、症状が再び増悪し治療の必要が生じた場合。

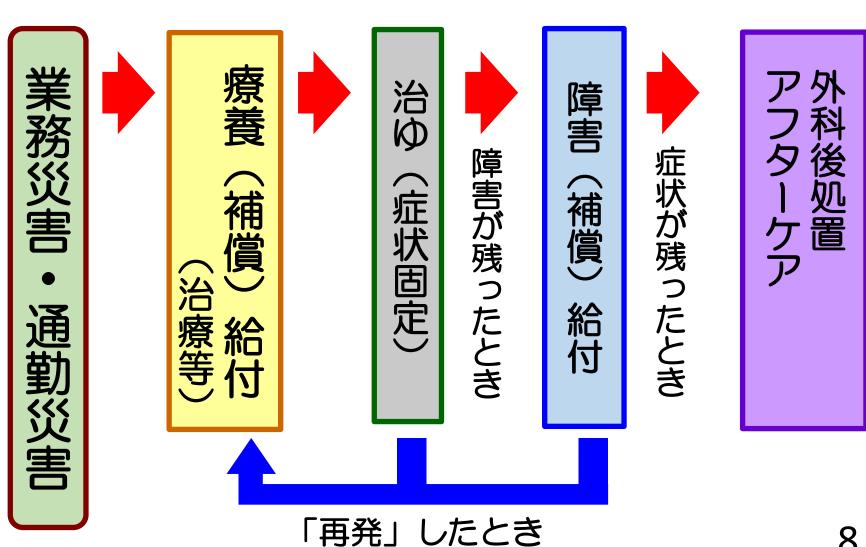
増悪した部分を治ゆ時の状態に回復させるまでの療養が対象 となります。

被災労働者は、当初の傷病の継続として治療を受けられるが、 監督署長の認定が必要。

再発の認定

- 1 業務以外の原因によるものではないと認められること。
- 2 治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化していること。
- 3 療養によってその症状が改善される見込みがあると医学的に 認められること。

療養に関する給付の流れ



文書の様式

労働者災害補償保険法の施行に関する事務に 使用する文書の様式を定める件

規則第12条 第1項 の請求書

→ 様式第5号(業務災害・初診)

規則第12条 第3項 の届書

→ 様式第6号(業務災害・転医)

規則第18条の5 第1項の請求書

→ 様式第16号の3(通勤災害・初診)

規則第18条の5 第2項の届書

→ 様式第16号の4(通勤災害・転医)

療養補償給付及び複数事業労働者 療養給付たる療養の給付請求書 (様式第5号)

権数型緊急局似事用 事項をよく読んだ上で、「アーイ・ウェーオ・カーキ」クーケー		様式第	5号(裏面)		
	ムメモヤュヨラリルレロワン			②その他就業先の有無	
34590	②受付年月日 ※	有無無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 社	有の場合でいずれかの事業で特	別加入している場合の特別加入状況 の事業を含まない) *
	UXN TXNKETAT				
*** **	①再発年月日 第	労	働保険番号(特別加入)	加入年月日	年 月 日
・	※住所氏名 まれに氏名 れているの	4 5 3 3 3 4 5 5 6 6 7 8 8 7 8 7 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	さい。(ただし、®欄並びに®及 ®は、災害発生の事実を確認し 傷病補償年金又は複数事業労働 労働保険番号欄に左詰めで年金 複数事業労働者療養給付の請求 とみなされます。 ②「その他就業先の有無」欄の 「漏れがない 属事業場の代 すられますが	はび⑩欄の元号については、該当番号 た者(確認した者が多数のときは最初 者傷病年金の受給権者が当該傷病に 証書番号を記入してください。また、 は、療養補償給付の支給決定がなされ 記載がない場合又は複数就業していた か確認してくだ 表者等の名前	に発見した者)を記載してください。 第名療養の給付を請求する場合には、⑤ ⑨及び⑩は記入しないでください。 れた場合、遡って請求されなかったもの はい場合は、複数事業労働者療養給付の ごさい。 を誤って記入さ 、近くの余白に
盛の者については、頭、②及び間に記載したとおりであることを採明します。 事業の条款	T 7 B E		次第二年卷十分5年的十五年	1111/2-T-010 (211-120) 021#h/21-	a) (中東中) (中東京) (中) (中
**************************************	電 () - (4)		が追兀争業土が証明する争	項(表面の側、面及の間)の記載内容に	ついて事実と相違ないことを証明します。
事業場の所在地	- ž		STATE OF THE PARTY	事業の名称	電話() —
事業主の氏名	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	派遣先	1 100		<u> </u>
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業	9 8	証明	3 1140	事業場の所在地	
集の名称・所在地 (作意) 1 労働者の所属事業場の名称・所存後については 労働者が直接所属する事業場が一括選択の別	電話() - 5 いを受けている場合に、労働者が に		1	事業主の氏名	
(往徳) 1 労働者の所属事業機の名称・所在地については、労働者が直接所属する事業機が一括適用の政 直接所属する支援、工事現職等を記載してください。 2 派遣労働者について、受養情機的付足は複数等乗労働者療養給付のみの請求がなされる場合	かってけ 原連手事業主け 原連元 つ			(法人その他の団体であるときは	その名称及び代表者の氏名)
・ 振生が整備ング・シークを削削が行うとは数字素が悪性変異症性のクロ機体がなるため、 ・ 実施に関係してください。 上記により需要機能能行文は複数事業労働者療養給付しる機美の給付を請求します。	折りに	/A			
上品により放展機構にリスコの数学来の調査放棄信号でも研究します。	# 月 日 (方) と (方) に (こ) に (社会保険 労務士 記載欄	行者・事務代理者の表示 氏 名	電話番号 () 一
助問者護事業者					
女不 署 長 謝署長 課 長 係 長 係 快定年	·月日 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
支 放 次 次 次 次 次 次 次 次 次	神は肥大しないでください。				

療養給付たる療養の給付請求書 (様式第16号の3)

模式第16号の3(表面) 労働者災害補債保険 裏面に記載してある注意 標 第 字 体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1				
- 通勤災害用 - 本項をよく読んだ上で、アイウェオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌ	様式第16号。	m9 (##32)	通動災害に 関	ALL VIEWS
療養給付たる療養の給付請求書 記入してください。 ネノハヒフへホマミムメモヤュョラリルレロワン	487,4104	、 災害時の通動の種別	イ. 住居から就棄の場所	「への移動 ロ、就業の場所から住居への移動
以	(4	() (験当する記号を記入)	ハ. 就業の場所から他の ニ、イに先行する住居間	・就業の場所への移動 の移動 ホ. ロに接続する住居間の移動
34590	(tr	2) 負傷又は発病の年月日及び時	N	年 月 日 午 前 時 分頃
(S) 府東 所東 管 報 基 幹 番 号 技 番 号 (S)	(1)	へ) 災害発生の場所		就業の場所 (二)(共有中の通知が収益がないは故古する場合は移動 の特点たる発展の場所)
	(ホ	就業開始の予定年月日及び時刻 (災害時の通勤の種別がイ、ハ又はニに該	当する場合は影響すること)	年 月 日 午前 時 分頃
※ 性別 ※ 第十年人 第 第 2 年 2 年 3 年 7 年 2 年 3 年 7 年 2 年 3 年 7 年 7 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	(m	(災害時の通勤の権別がイニスはホに該		年 月 日 午 前 時 分頃
	43	、就業終了の年月日及び時刻	当する場合は記載すること)	年 月 日 午前 時 分頃
3 女 Titled	(4	・ 就業の場所を離れた年月日及び時刻 (災害時の通勤の機別がロ又はへに該当す。		年 月 日 午 前 時 分頃
シメイ(カタカナ): 後と名の間は1文字をけて記入してください。 横点・半編板は文字として記入してください。 第三者 第時別加入者 記し入 か		災害時の通動の種別に関する移 動の通常の経路、方法及び所要		
** ** ** ** ** ** ** *	(9) 時間並びに災害発生の日に住居 又は敵業の場所から災害発生の		
氏名 (歳) ②第三者行為災害 すぐった		場所に至った経路、方法、所要 時間その他の状況		(通常の通勤所要時間 時間 分)
(動) ③新任書号 フリガナ	(x	x) 災害の原因及び発生状況		(加州小湖南河東南南 南山 373
	(%)	りどのような場所を りどのような方法で移動している際に		
者 住 所 健康保険日雇特例被保険	(A)) どのような物で又はどのような状況において) どのようにして災害が発生したか		
番手帳の記号及び番号		() 徐との初診日が異なる場合はその理由を勢所に 記載すること		
联 権	(n)	(リー・リング 単部者の		
③通勤災害に関する事項 裏面のとおり	Marie 2011 101 101 101 101 101 101 101 101 10	15 de 16 de		
》 分正氏点	体の割り得り	い よご チュル 、ふ	、70位章刃 1	ナノゼキハ
□ 名 株 □ □ 名 株 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	寺の記入伽	しいいないい	が唯祕 し	てください。
②傷病の部位及び状態 まれに氏え	欄に別馬事	業場の代表	表者等()	の名前を誤って記入さ
				•
とおりであることを証明します。	が見受けら	れますが	不可です	すので、近くの余白に
		· ·		• - •
事業の名称	名を書いてい	ハただく」	こうご説	明ください。
事業場の所在地		•		
The state of the s	3 4	毎は、請求人が健康保険の日雇特例被係 (ホ)は、災害時の通勤の種別がハの場合	とには 移動の終点たる健康の提	所における資金開始の予定時刻を 一の場合にけ 条結するくの発動の終われる
事業主の氏名 (は (◀)			5月日及び時刻を記載してください とには、移動の起点たる健業の場	い。 所における健康終了の年月日及7時間を 木の場合にけ 先行する中の鉄動の起
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業 所	6	点たる就業の場所における就業終了の何 (チ)は、災害時の通勤の種別がハの場合	には、移動の起点たる健康の場所	所を離れた年月日及び時刻を記載してくがさい
場の名称・所在地 電話() - を	7	(リ)は、通常の通勤の経路を図示し、3 やすく記載するとともに、その他の事項	€害発生の場所及び災害発生の日 €についてもできるだけ詳細に記載	に住居又は就業の場所から災害発生の場所に至った経路を朱棣等を用いて分かり 載してください。
(注意) 1 事業主は、裏面の(ロ)、(ハ)及び(リ)については、知り得なかった場合には証明する必要がな。ので、知り得なかった事項の符号を 消してください。	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	***************************************		
2 労働者の所属事業場の名称・所在地については、労働者が直接所属する事業場が一括適 の取扱いを受けている場合に、労働 さ	Lieu c	準字体記入にあたっての注意事項]		
者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。 3 派遣労働者について、療養給付のみの請求がなされる場合にあっては、派遣先事業主は、派遣元事業主が証明する事項の記載		示す標準字体で記入してください。	人する文字は、光字式文字読取装	表置(OCR)で直接読取りを行いますので、以下の注意事項に従って、表面の右上に
内容が事実と相違ない旨裏面に記載してください。	1 2	筆記用具は風ボールペンを使用し、記入 「促音」「よう音」などは大きく書き、:	、粋からはみださないように書いて 果さ、生薬さけり文字として来い	てください。
上記により療養給付たる療養の給付を請求します。	(6	(例)キッテ → キッテ	#=→#=	
労働基準監督署長 殿				, ———
〒 - 電話() - <	3	シッソンは斜の弧を書き	台めるとき、小さくカギを付けて	ください。
	4	はカギを付けないで垂直に、	02本の縦線は上で閉じない	で書いてください。
薬 局 型田 請求人の ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	District Control	派遣元事業主が証明する事項(表面)	の発射がに(ロ)、(ハ)、(ニ)、((ホ)、(ト)、(チ)、(リ)(通常の通動の経路及び方法に限る。)及び(ア))の記。
氏 名		載内容について事実と相違ないこと	を証明します。 輩 の 名 称	
東本 署 長 刷署長 課 長 係 長 係 決定年月日 ・・・ ここ	派遣先事業	B dr .	乗の 名 杯	憲統() —
支不者、食・御者・食・課・食・保・決定年月日・・・の機は	証明報	*	21.0.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	
		* 3	(法人その他の団体であるとき)	(はその名称及75代表表の氏な)
		社会保証		
(A) (B) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C		97 38 ±		一
m m m m m m m m m m		記載推		() -
曹 復命書番号 第 号 第 号				

療養補償給付及び複数事業労働者 療養給付たる療養の給付請求書 (様式第5号)(拡大)

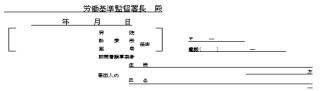
様式第5号(表面) 労働者災害補償保険 業務災害用 複数業務要因災害用	裏面に記載してある注意 標準 事項をよく読んだ上で、 アイウェオ	字 体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ^{11 0} ー カキクケコサシスセソタチツテトナニヌ
療養補償給付及び複数事業労働者 <u>療養給付たる療養の給付請求書</u>	記入してください。 ネノハヒフ	<u> 시치코 되시メ 티키고 키기 </u>
※ 帳 票 種 別 ①管轄局署	②業通別 ③保留 ⑥処理区分	④受付年月日 用 用 用
<u> 34590 LLLL</u>	1 業 1全レセ 3 通 3全給付	
	号 枝番号	②兼業 ⑦支給・不支給決定年月日
「		
本 ③注加ス ⑨労働者の生年月日 ^{元号} 年 月 日	⑩負傷又は発病年月日 ^{元 9}	Wifi求 ①再発年月日 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #
記 1 男 3 大 5 KKH 5	1~9年は右へ 1~9月は右へ 1~9日は右へ	※
シメイ(カメカナ):姓と名の間は1文字あけて記入してくた	ごさい。濁点・半濁点は1文字として記入してください。	(3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
Med 1 (To see fee see 1)	労働保険番号	でください
)生年月日	V ₀
者 住 所 10)負傷年月日	
職種	レセプトへの転記	誤りがないよう注意
	うな場所で(い) どのような作業をしているときに(う) て(お) どのような災害が発生したか(か)⑪と初診日が	どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な 、異なる場合はその理由を詳細に記入すること
, dan es		
		I

療養補償給付及び複数事業労働者 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (様式第6号)

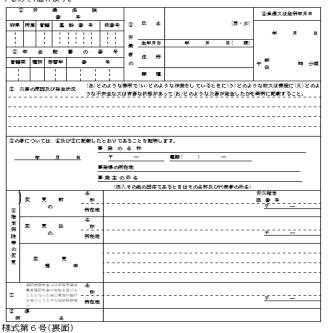
労働者災害補償保険

様式第6号(表面)

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届



下記により療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等を(変更 するので)届けます。



社会保険 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表 氏 名 電話番号 芳 務 ()

dia and a second a
②その他就業先の有無
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況(ただし表面
事業を含まない)
労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
加入年月目
年 月
9

[注意]

- 1 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合に は該当事項を○で囲むこと。
- 2 傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養 に関しこの届書を提出するときは
- (1) ①、④及び⑤は記載する必要がないこと。
- (2) 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 3 傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養 に関しこの届書を提出する場合以外の場合で、その提出が離職後であるときに は事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 4 複数事業労働者療養給付の届出は、療養補償給付の支給決定がなされた場合、 溯って届出されなかったものとみなすこと。
- 5 ⑨「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、 複数事業労働者療養給付の届出はないものとして取り扱うこと。
- 6 疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業 務を要因とすることが明らかな疾病以外は、療養補償給付のみで届出されるこ ととなること。

療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (様式第16号の4)

東式第																	
			療	養給付	たる	療主	きの糸	合付る	と受け	ける指	定病	院等	(変	更)	届		
			学働	基準監	樫里 根	- 12	y								dis.	月	
_			20,000	病診薬	療	院所局	経由				〒 新活)				
-				訪	問看護事			_			-		,			_	
				届	出人の	住											-
						氏:	ä										
Melc.	より探養	総合付たる	探養の)給付を受	ける指数	自用院	等を ③	変更する	5ので)	届けま	f.						
_	① 第			険 番	号									Ļ	④負傷	又は発病	年月日
府果	所掌 信	148	基幹	番号	枝番	9 (3)	氏	26					(男・カ	()	鉅	月	В
			Ш			労	生年月	18		年	月	В	()	歳)	-	^	
	② 年	金 缸	_	の番	号	働者	佳	所						1,	午前	R ts	
管轄原	間種別	西暦年		番	号	ø								4	後	時	分頃
							職	穫									
		京因及び9		兄 から物						\$ (6)2	のような物で	CXILLO	0.2.54:00	SCH V	r(*)!*0}:	外にして祭者	が発生し
	者につい	VСЦ. (厳したとお		ること	を証明し			* (5) &	をおける物で)	SCIBLY?	- (え)どのよ	がにして災害	が発生に
	者につい	VСЦ. (Dizile	厳したとお	おりであ	ること か名 i 〒	を証明	します。		* (5) &				SCIAL YO		がにして災害	が発生に
	者につい	VСЦ. (Dizile	載したとお <u>日</u>	事業な事業事業	ること カ名: エ の所在 の氏	を証明に称	します。			慰 括()	8244		ちにして突着	が発生し
	者につい	では、		敷 したとお 日	事業 (事業) 事業主 (法人	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	Sicales vo		おにして突着	が発生し
(3)07)	者につい	では、		載したとお <u>日</u>	事業 (事業) 事業主 (法人	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	[%	災指定	ちにして突着	が発生し
③の (注意 ⑥	者につん	「下は、「「「「「」」		載したとお 且 OVで知り	事業 (事業) 事業主 (法人	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	第医		ちにして突着	
③の (注意) 指定	者につん	「では、⑥	Dicted B	載したとお 且 OVで知り 名 称	事業 (法人得なか)	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	第医	災指定番号	ちにして突着	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
③の (注) 6 指定病院	者につい	では、個単単文主は、	Dicted B	載したとお 日 ついて知り 名 称 所在地	事業 (法人得なか)	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	第医	災指定番号		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
③のの注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者につい	では、個単単文主は、	①に記	載したとお 日 ついて知り 名 称 所在地	事業 (法人得なか)	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	第医	災指定:番号	ウンドルの大きな	第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
③の 一 注意	者につい	では、個単単文主は、	①に記	載したとお 日 ついて知り 名 称 所在地	事業 (法人得なか)	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	第医	災指定:番号		発生し
③ (注) ・	者に分ります。	では、②リングは、③リングは、③リングは、③リングは、③リングは、③リングは、③リングは、③リングは、「は、「は、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、「は、いいには、いいに	②に記 の - の -	度したとお 日 コンパで知り 名 所在地 由	事業の	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	第医	災指定:番号		労生し
③のの一直を指定病院等の変更	者につい 4 変変変 変 (編成この絵画の	いては、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	取に配針 の ・ 理 段は寒と	歳したとおれ 日 コンパ名 所在地 由 名 所	事業(法人名)	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	(労医	災指定:番号	らなして突着	100円の
③のの一直を指定病院等の変更	者につい 4 変変変 変 (編成この絵画の	いては、()」 事業主は、前 前 後 更 のなったかを のなった。	(D)に配動 (D)に配動 (のの	度したとお 日 コンパで知り 名 所在地 由	事業(法人名)	ることの名言	を証明: 称 地 名 の団体	します。	ときはる	その名称	電話()	(労医	ー 災権定 番号 〒	-	

様式第16号の4(裏面)

	Œ	その他就業先の有	無		
有無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 社		いかの事業で特別: (ただし表面の事 ・又は特別加入団体	(業を含まない)	今の特別
	労働保険番号 (特別加入)	加入年月日			
			46	B	

(注音)

- 1 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 2 傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養に関しこの届書を提出するときは
- (1) ①、④及び⑤は記載する必要がないこと。
- (2) 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 3 傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養に関しこの届書を提出する場合以外の場合で、その提出 が離職後であるときには事業主の証明は受ける必要がないこと。

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	名	電 話	番号
労 務 士				()
記載欄				-	-

療養補償給付及び複数事業労働者 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (様式第6号)(拡大)

- ①労働保険番号または②労災年金証書番号
- ③生年月日
- ④負傷年月日
- ※レセプトへの転記誤りがないよう注意してください。 なお、傷病(補償)年金の場合、①は記入せず、②の労災年 金証書の番号を記入してください。

M

下記により療養補償給付及び複数事業大働者療養給付たる療養の結付を受ける指定病院等を(変更するので)届けます。



⑤ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があって(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること。

月

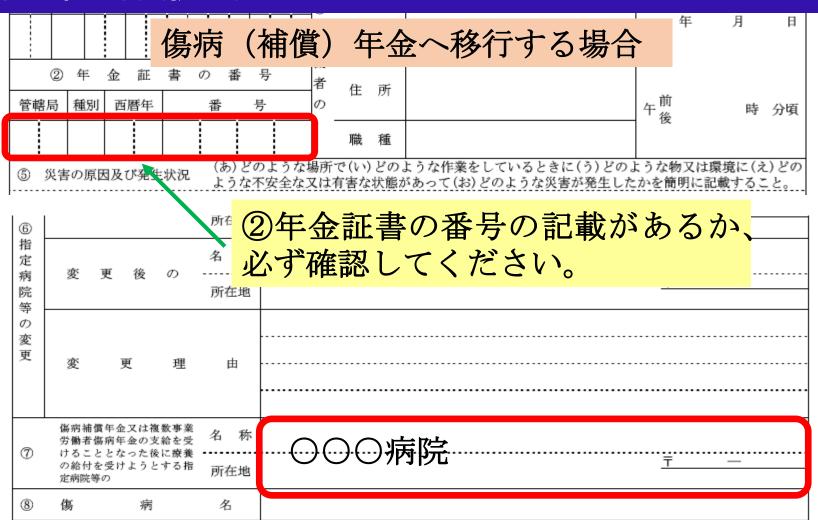
日

方

療養補償給付及び複数事業労働者 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (様式第6号)(拡大)

30	者につい	ハては	t, 4)	及び⑤i	こ記載した	とお	りであることを証明し	ます。				
					<u> </u>	¥ 業	の名称					
_	4	丰	月	ŀ	<u> </u>	₹	_	電話()	_		
					4	業場	の所在地					
					4	主業主	主の氏名					
							(法人その他の団体で	あるときはそ	の名称及	び代表者の氏名	(i)	
	変	更	前	Ø.	名 称			病院			労災指定 医番号 23	34567)
6					所在地			1			-	
指定病	変	更	後	Ø	名 称		000	病院				
院	~	~	~		所在地						<u> </u>	_
等の立							労災指定	医番	号の	記載が	あるか	,
変更	変]	更	理	由		労災指定	病院	であ	るか、	必ず確	認
							してくだ	さい。				
7	傷病補償年金又は複数事業 労働者傷病年金の支給を受 けることとなった後に療養・・・		名 称									
9		を受け		する指	所在地						T –	_
8	傷		病		名							

療養補償給付及び複数事業労働者 療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 (様式第6号)(拡大)



文書の様式の提出パターン

- 例1 ①指定病院 → ②指定病院 → ③指定病院①様式5号(16号の3) → ②様式6号(16号の4) → ③同左
- 例2 ①非指定病院 → ②指定病院 → ③指定病院※①様式7号(16号の5) → ②様式5号(16号の3)→ ③様式6号(16号の4) ※提出先は管轄の監督署
- 例3 ①指定病院 → ②指定病院 → ①指定病院(戻り)①様式5号(16号の3) → ②様式6号(16号の4)→ ①継続中、且つ、相当期間の空白がなければ提出不要
- 例4(特殊)①指定病院 → ②指定病院①自賠責保険 → ②様式5号(16号の3)

労災診療費の算定

労災保険の算定については、原則、健康保険の診療報酬点数表に従って算定しますが、以下の内容については、労災保険独自の基準により算定することとなっています。

初診料、療養の給付請求書取扱料、救急医療管理加算、外来管理加算の特例、四肢に対する特例、処置、リハビリテーションなどがあります。

直近(令和6年度)に 改正された労災診療費 算定基準について

①令和6年4月からの診療に適用

労災電子化加算

労災保険指定医療機関が、都道府県労働局に対して電子レセプトで診療費の請求を行った場合に、レセプト1件につき5点を算定。

- 薬剤費レセプトは対象外。
- 労災電子化加算の措置期間は、令和8年3月診療分まで。

労災診療費算定マニュアル (抜粋)

②令和6年6月からの診療に適用

(1)初診料

健康保険において初診料が引き上げられたことに伴い、労災保険においても下表のとおり引き上げる。(<u>赤字下線部分</u>)

	健康保険	労災保険
1科目	288点(2,880円) ↓ <u>291点(2,910円</u>)	3,820円 (選定療養費を徴収する 場合は1,820円) ↓ 3,850円 (選定療養費を徴収する 場合は1,850円)
同一日2科目 (注5ただし書)	144点(1,440円) ↓ <u>146点(1,460円</u>)	1,910円 ↓ <u>1,930円</u>

(2)再診料

健康保険において再診料が引き上げられたことに伴い、労災保険においても下表のとおり引き上げる。(<u>赤字下線部分</u>)

	健康保険	労災保険
1 科目	73点(730円) ↓ <u>75点(750円)</u>	1,400円 (選定療養費を徴収する 場合は1,000円(※)) ※歯科、歯科口腔外科のみ ↓ 1,420円 (選定療養費を徴収する 場合は1,020円(※)) ※歯科、歯科口腔外科のみ
同一日 2 科目 (注3ただし書)	37点(370円) ↓ <u>38点(380円)</u>	700円 ↓ <u>710円</u>

(3)入院時食事療養費

健康保険における入院時食事療養の費用の額が引き上げられたことから、労災保険において 算定できる額を下表のとおり引き上げる。(<u>赤字下線部分</u>)

			健康保険	労災保険
入院	1	②以外の食事療養を行う場合	640円 ⇒ <u>670円</u>	770円 ⇒ <u>800円</u>
時食事	2	流動食のみを提供する場合	575円 ⇒ <u>605円</u>	690円 ⇒ <u>730円</u>
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3	特別食加算	76円	90円
(I)	4	食堂加算	50円	60円
入院時食	1	②以外の食事療養を行う場合	506円 ⇒ <u>536円</u>	610円 ⇒ <u>640円</u>
事療養費 (Ⅱ)	2	流動食のみを提供する場合	460円 ⇒ <u>490円</u>	550円 ⇒ <u>590円</u>

(4) リハビリテーション

健康保険において、疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、実施者を明確化した評価体系に見直されたことを踏まえ、同様に見直す(赤字下線)。

算定点数は変更なし

ア 心大血管疾患リハビリテーション料 (I)	(1単位) 250点
_(ア) 理学療法士による場合	250点
(イ) 作業療法士による場合	250点
(ウ) 医師による場合	250点
(エ) 看護師による場合	250点
(オ) 集団療法による場合	250点
イ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)	(1単位) 125点
(ア) 理学療法士による場合	125点
(イ) 作業療法士による場合	125点
(ウ) 医師による場合	125点
(エ) 看護師による場合	125点
(オ) 集団療法による場合	125点
ウ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	(1単位) 250点
(ア) 理学療法士による場合	250点
(イ) 作業療法士による場合	250点
(ウ) 言語聴覚士による場合	250点
_(エ) 医師による場合	250点
エ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	
_(ア) 理学療法士による場合	200点
_(イ) 作業療法士による場合	200点
_(ウ) 言語聴覚士による場合	200点
(エ) 医師による場合	200点
オ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)	
(ア) 理学療法士による場合	100点
(イ) 作業療法士による場合	100点
(ウ) 言語聴覚士による場合	100点
(エ) 医師による場合	100点
(オ) (ア) から (エ) まで以外の場合	100点
カ 廃用症候群リハビリテーション料 (I)	
(ア) 理学療法士による場合	250点
(イ) 作業療法士による場合	250点
(ウ) 言語聴覚士による場合	250点
(エ) 医師による場合	250点

キ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)	(1単位) 200点
(ア) 理学療法士による場合	200点
(イ) 作業療法士による場合	200点
(ウ) 言語聴覚士による場合	200点
(エ) 医師による場合	200点
ク 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)	(1単位) 100点
(ア) 理学療法士による場合	100点
(イ) 作業療法士による場合	100点
(ウ) 言語聴覚士による場合	100点
(エ) 医師による場合	100点
(オ) (ア) から (エ) まで以外の場合	100点
ケ 運動器リハビリテーション料(I)	
(ア) 理学療法士による場合	
(イ) 作業療法士による場合	190点
(ウ) 医師による場合	190点
コ 運動器リハビリテーション料(II)	(1単位) 180点
(ア) 理学療法士による場合	180点
(イ) 作業療法士による場合	180点
(ウ) 医師による場合	180点
サ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)	(1単位) 85点
(ア) 理学療法士による場合	85点
(イ) 作業療法士による場合	8 5 点
(ウ) 医師による場合	85点
(エ) (ア) から (ウ) まで以外の場合	8 5 点
シ 呼吸器リハビリテーション料 (I)	(-) (() () ()
	(1 単位) 1 8 0 点
(ア) 理学療法士による場合	, - , - , - ,
	180点
(ア) 理学療法士による場合 (イ) 作業療法士による場合 (ウ) 言語聴覚士による場合	180点 180点
(イ) 作業療法士による場合 (ウ) 言語聴覚士による場合	180点 180点 180点
(イ) 作業療法士による場合 (ウ) 言語聴覚士による場合 (エ) 医師による場合	180点 180点 180点 180点
(イ) 作業療法士による場合 (ウ) 言語聴覚士による場合 (エ) 医師による場合 ス 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)	180点 180点 180点 180点 (1単位) — 85点
(イ) 作業療法士による場合 (ウ) 言語聴覚士による場合 (エ) 医師による場合 ス 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ) (ア) 理学療法士による場合	180点 180点 180点 180点 (1単位) — 85点 85点
(イ) 作業療法士による場合 (ウ) 言語聴覚士による場合 (エ) 医師による場合 ス 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)	180点 180点 180点 180点 (1単位) — 85点

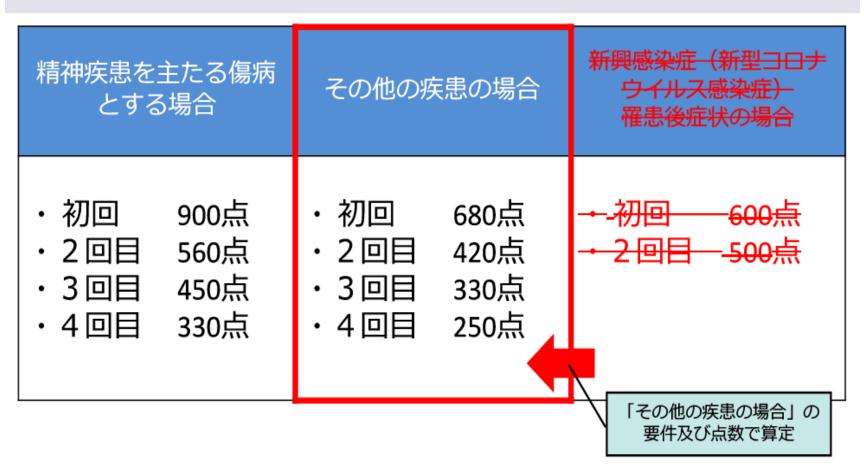
(5) 術中透視装置使用加算

下記の部位を負傷した被災労働者に対して、医療機関が特定の手術を実施する際に、術中透視装置を使用した場合、1部位当たり220点を加算。(<u>赤字下線部分を追加</u>)

負傷の部位	対象となる手術
大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨、手根骨、中手骨、手の種子骨、指骨、 足根骨、膝蓋骨、足趾骨、中足骨、 鎖骨	・K046 骨折観血的手術 ・K045 骨折経皮的鋼線刺入固定術 ・K044 骨折非観血的整復術 ・K061 関節脱臼非観血的整復術 ・K073 関節内骨折観血的手術
脊椎	・K142-4 経皮的椎体形成術 ・K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術
<u>骨盤</u>	 ・K121 骨盤骨折非観血的整復術、 ・K124 腸骨翼骨折観血的手術、 ・K124-2 寛骨臼骨折観血的手術、 ・K125 骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。)

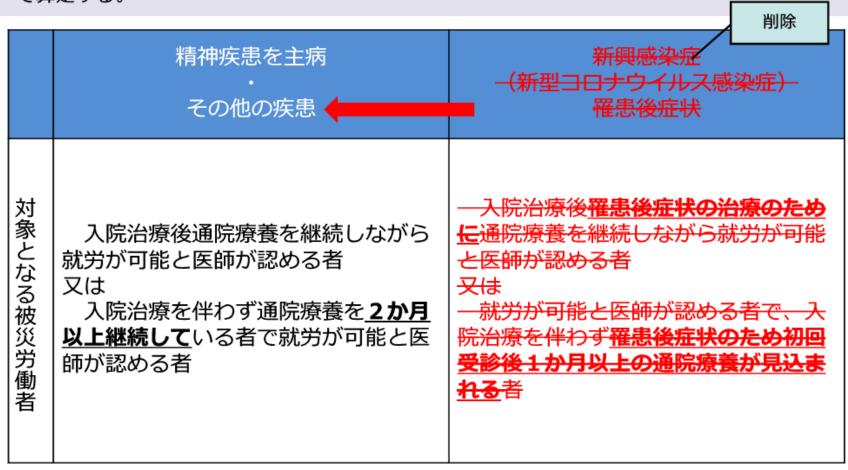
(6)職場復帰支援·療養指導料

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴い、「新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状の場合」は、今後「その他の疾患の場合」の要件及び点数で算定する。



(6)職場復帰支援・療養指導料【対象者】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴い、「新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状の場合」は、今後「その他の疾患の場合」の要件及び点数で算定する。



労災診療費請求書の作成に当たって

1請求書・レセプトの編綴順序

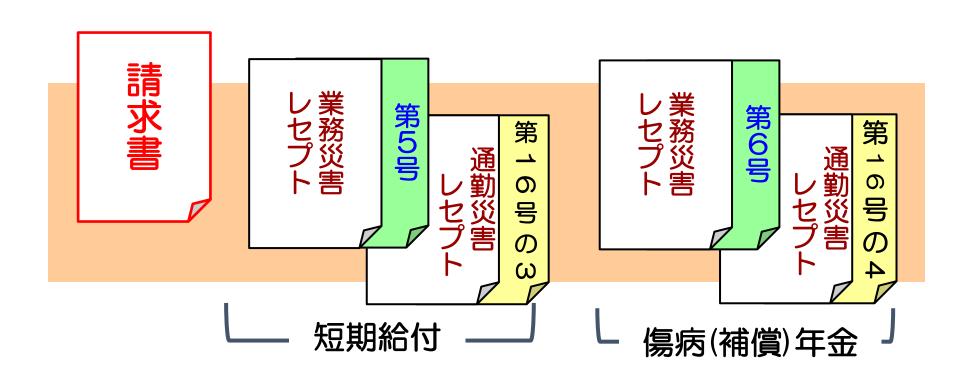
2 記入要領

3 その他レセプト作成時の注意事項等

令和7年度版 労災診療費算定実務講座 請求手続き P205~参照

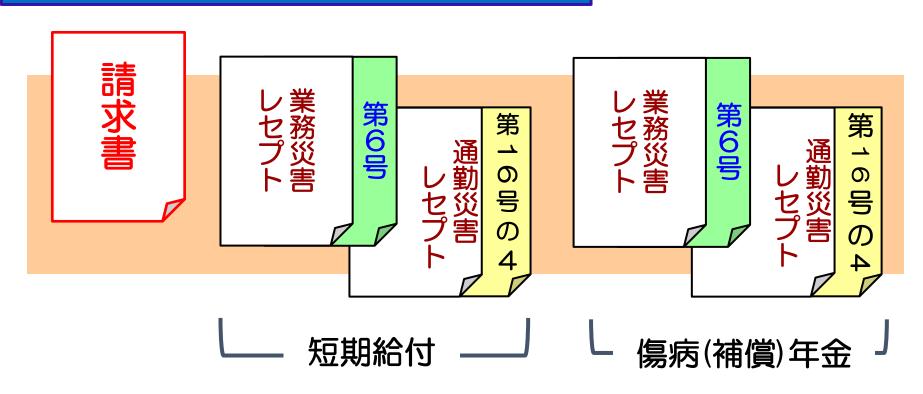
請求書・レセプトの編綴順序

初回分



請求書・レセプトの編綴順序

継続分(第2回目以降)



※「転医始診」の場合、様式第6号 又は 様式第16号の4 を添付

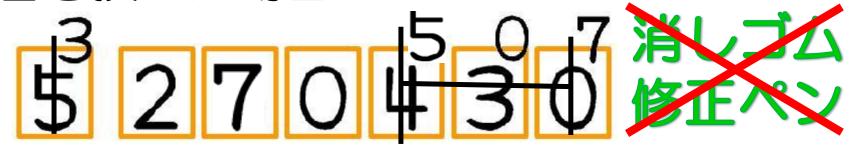
31

記入要領

文字の記入例

- 黒のボールペンを使用
- ・標準字体で枠の中に大きめに記入

・書き損じた場合

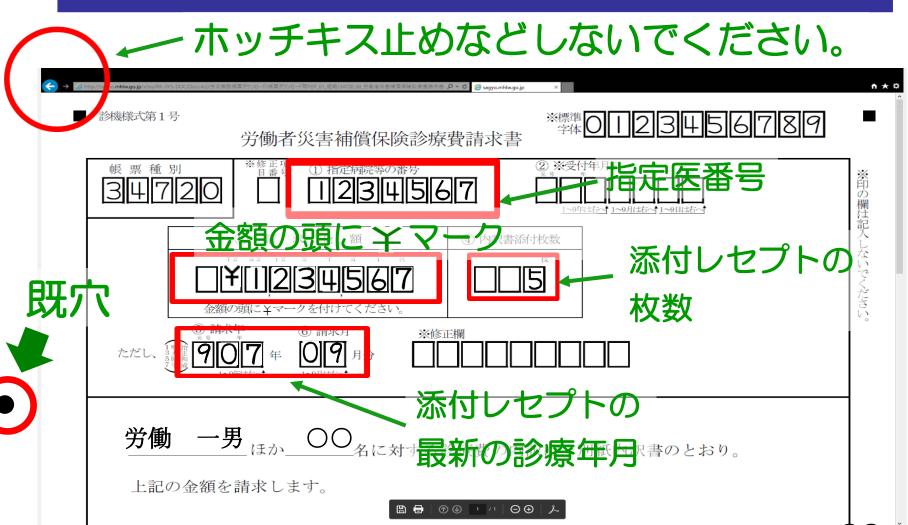


※請求書の「請求金額」欄・・・訂正不可

令和7年度版 労災診療費 算定実務講座 P208-209参照

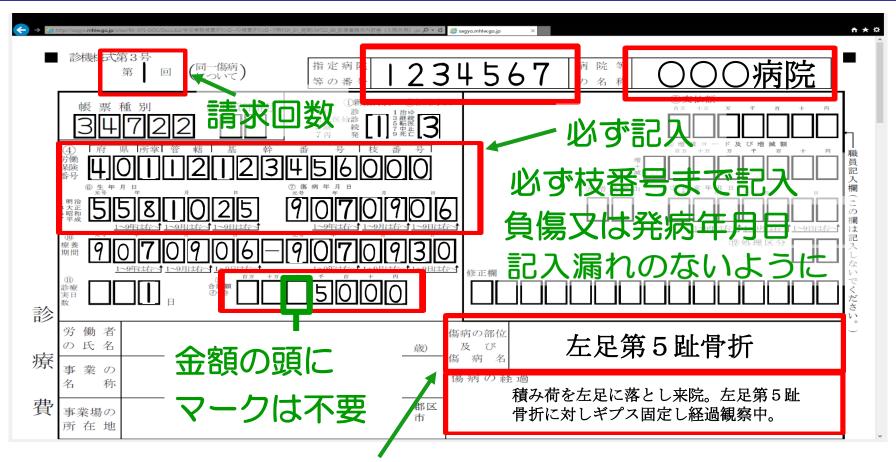
記入要領

労働者災害補償保険診療費請求書



記入要領

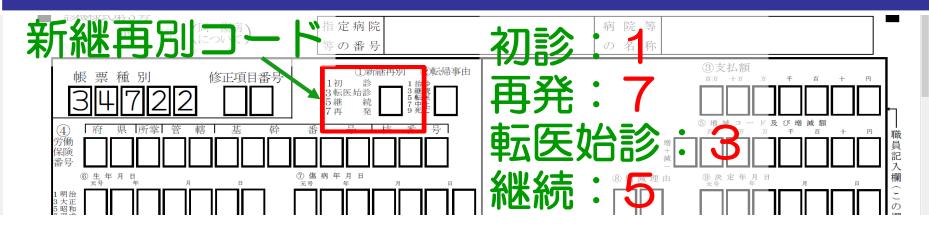
診療費請求内訳書(レセプト)



傷病名と経過を記入

記入要領

診療費請求内訳書(レセプト)



療養の給付請求書

様式第5号(業務災害用)、様式第16号の3(通勤災害用) の場合

初診 → 1 再発 → 7

指定病院等変更届

様式第6号(業務災害用)、様式第16号の4(通勤災害用) の場合

転医始診 → 3

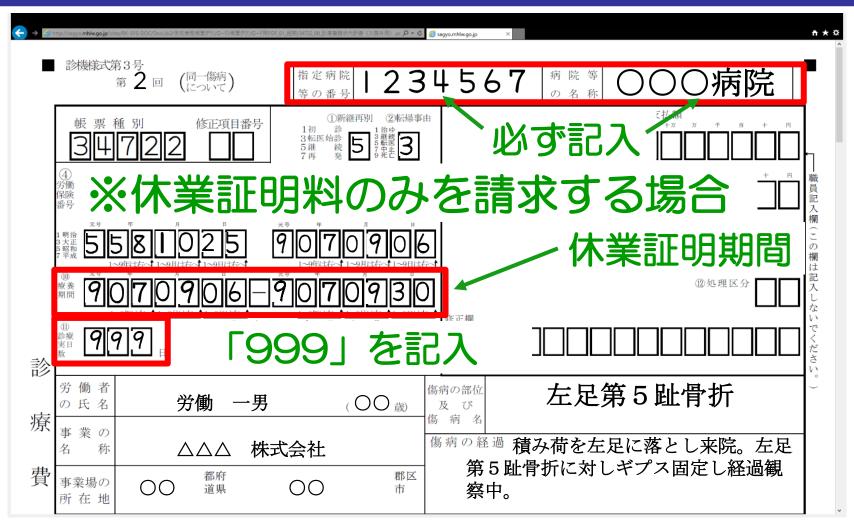
上記以外

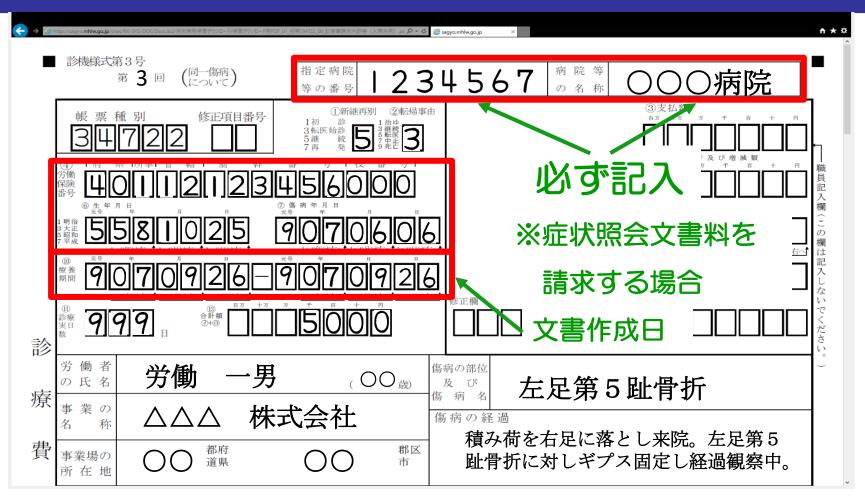
継続 → 5

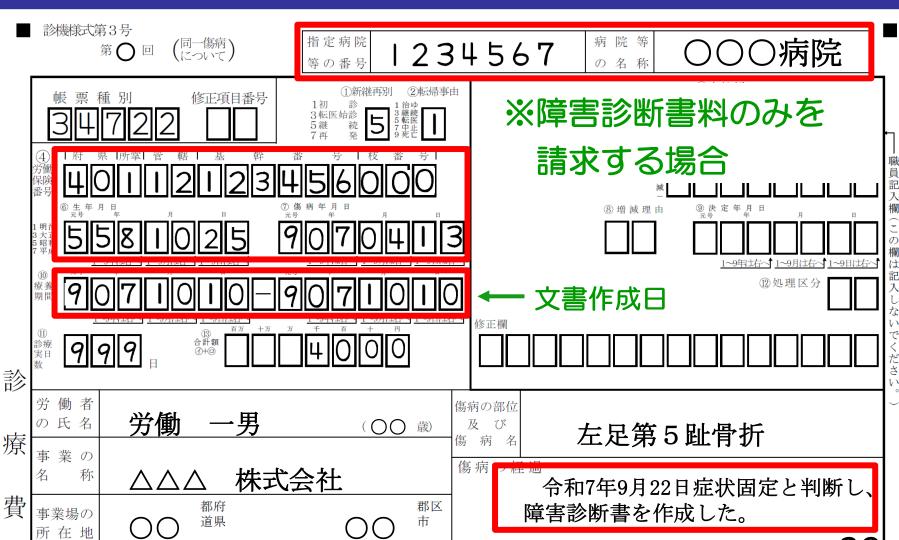
令和7年度版 労災診療費 算定実務講座 P206-207参照

記入要領









診療費請求内訳書(レセプト)

下記のように印字ずれがあると読み取れません。



その他レセプト作成時の注意事項

- レセプトの摘要欄に書ききれないとき
 - → 所定様式の「続紙」を使用。
- ・請求点数10万点以上のレセプト
 - 症状詳記、日計表を添付。
 - → また、手術が複数の手術野に及ぶ場合は 手術記録やX線等画像も併せて添付。
- ・添付書類の大きさ
 - → レセプトサイズ (A4サイズ) に合わせる。

電子レセプトの添付書類

- 様式第5号等「療養の給付請求書」
- 様式第6号等「指定病院等変更届」
- 労災リハビリテーション評価計画書等の紙媒体



「労災リハビリテーション計画書」について

	労災リ	ハビリテ	・ーション	/評価計画	書			
患者氏名:		・女	生年月日	(西暦)	年	月	B	1
原因疾患								
【 心大血管疾患・	脳血管疾患等・週	重動器・呼	及器 (該)	当するものに	○をして	下さい)]	
リハビルテーショ	ン起算日(発症日	3、手術日、	急性増悪の	の日、治療開	始日)			
		年	月	B				1
現在の評価及び前回	評価計画書作成日] (年 月	日)カ	らの改善	・変化等		1
								l
治療目標等								
(1) 制限日数を	超えて行うべき医	医学的所見	(必要性・固	医学的効果等				
								K
(2) 目標到達予	*** n±#a •	年	月頃					
(2) 目標到達予	·恐时期 ·	#	月頃					
(3) その他特証	事項							
評価計画書作成日:		年	月	B -				
		·						
医療機関名			医	師				
注1 本計画書は、制	限日数を超えた日の	属する請求!	1以降、毎日	の診療費請せ	力訳書に添く	寸すること		ا ل
注 2 前回評価計画書								

治療目標等

(1)標準的算定日数を超えて行うべき 医学的所見(必要性・医学的効果等)

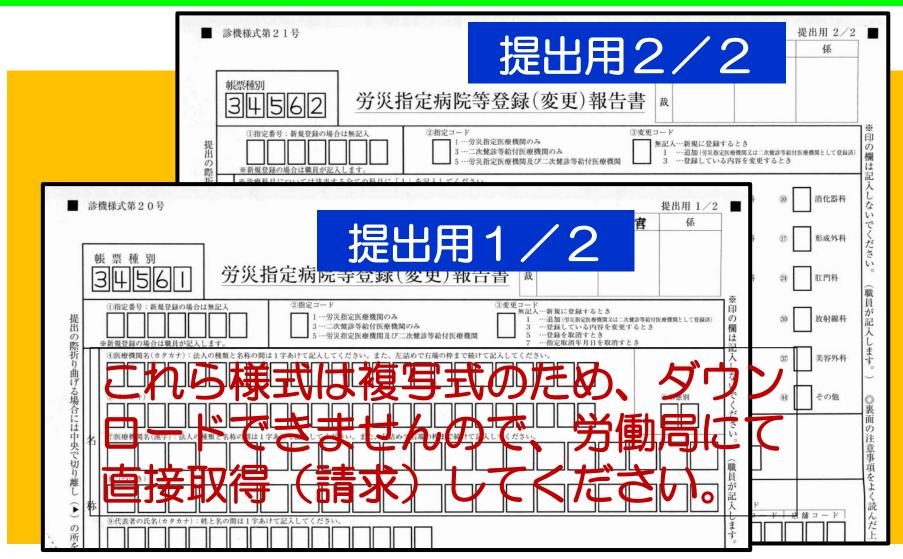
(2)目標到達予想時期: 年 月頃

(3)評価計画書作成日 年 月 日

レセプト審査に当たって

- 手術記録、レントゲン写真等
 - → 先に説明しました41ページのその他 レセプト作成時の注意事項にて、複数 の手術野に及ぶ場合は添付をお願いする旨記載していますが、それ以外の単 部位手術等の場合でも、診療指導委員 会の先生方からの求めにより送付をお 願いする場合があります。

分災指定病院等登録(変更)報告書



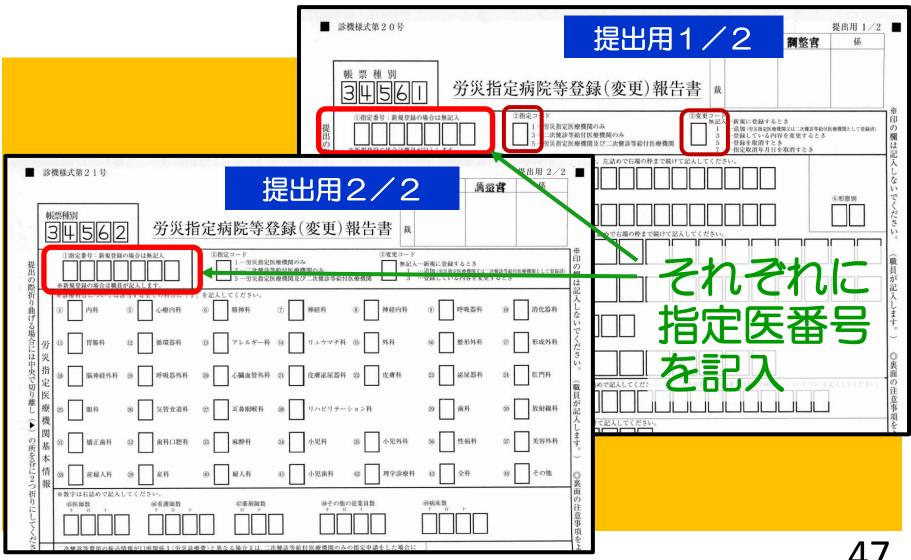
労災指定病院等登録(変更)報告書

様式第20号・21号 裏面

提出用裏面

提出年月日 指定病院等の名称	年	月	日	
代表者の氏名				

提出年月日、名称、代表者名を記入して下さい。



入院室料額届

労災指定医療機関	-, -,	÷.				f	地 域↩	₽		
医療機関名		₽				E	₱・乙↩	₽		
種 別↩	室 料 額₽			病	室 番	号₽		₽		
	円+	₽						₽		
	円4			₽				₽		
個 室₽	円←	₽						₩		
	 	₽						²		
		47	··							
	<u>円</u> 円 ₊			/ [大 り	1/5	岁古	1+	2环	弗科
2 人部屋₽	 円 _←	Д	- 7	\	主	下 斗	一台只	10	泪	費稅
	 円←	₽								
	円4	₽			全		1=	仝	安百	を記
3人部屋₽	円+	₽			別い		1/_	$\overline{\mathbf{M}}$	口只	اه ک
	円←	₽						₽		
	円←	÷.						₽		
4 人部屋 ₂	円←	₽								
47(44/44	円+	₽						₽		
A -F1 -F1 N/F	円+	₽						₽		
全病床数		, - 	L				床₽	4		
	を除いた表示額を記載 認できる平面図を添付							P		
☆ 炒4至△2 平巨24 #5	POCC O L PURICIONIT	0 . 1 .	- 4 0 4							
監視装置の有	「無₽				有		∰ .₽	7		
٩										
年 月	日									
4										
4										

労災保険指定医療機関休止·辞退届

様式第7号

労災保険指定医療機関休止・辞退届

程院 /於梅丽)	名 称	
病院(診療所)	所在地	

上記の病院(診療所)について、下記の理由により労働者災害補償保険 法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)としての指定を休止・辞退したく届出いたします。

休止・辞退年月日			年	月	П		
休止・辞退する理由							
休 止 子 定 期 間	年	月	日~	年	,	1	H

年 月 日

○○労働局長 殿

住所 開設者

氏名

印

労災保険指定医療機関休止·辞退届

休止·辞退年月日	令和7年9月30日				
休止・辞退する理由	例:閉院のため				
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

労災指定医療機関・労災指定薬局の皆様へ

労災レセプトは オンライン請求が便利です

届け出・設定などの詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム



労災レセプトをオンライン請求にすると、導入支援金を受けることができます。

詳しくは、こちらのURLをご覧ください。 労災レセプトオンライン化ナビ

https://www.rourece.mhlw.go.jp/



オンライン請求開始の流れについては、 届出様式の取得も含めて、 厚生労働省HPをご覧ください。

労災オンライン請求







※「(労災)電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」 もダウンロードできます。

(労災)電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出

電子情報処理組織の使用による費用の請求を(開始・変更)することを届け出ます。また、労災レセプト電算処理システム利用規約に同意します。

令和 年 月 日

(都道府県労働局名)御中

住所 開設者

氏名

労災指定医療機関番号 			点 数 表	区分			科・調 剤 調剤(アフターケア)
労災指定医療機関名			労災指定医 (カラ				
電話番号			郵 便	番号		-	
労災指定医療機関所在地			労災指定医療 (カラ				
医療機関(薬局)コード			請求開始・	令和	年	月請求分から	
レセコンのプログラム名称			レセコンのソフ (プログラムの作成				
パソコンの基本ソフト(OS) ・ブラウザ			オンライン請求システムに セキュリティ・			有・	無
電気通信回線	I P-V P N 接続	ISDN ダイヤル (-	アップ接続 -)	インターネ IPsec+IKE	,	※受付印	
確認試験の実施		有		無		付 印	
備考							

[※]労災保険指定医療機関とは、労災保険指定医療機関、労災病院及び労災保険指定薬局のことをいう。

※医療機関コードは厚生局から振り出された番号ですのでお間違えのないよう記入ください。

もし、番号が誤っていた場合は、初期設定の際に連携できずエラーとなり再度届出が必要となります。

診療費関係のお問い合わせの際のお願い

- 1 お問い合わせ先について(違う場所にありますのでそれぞれにお掛けください。)
 - (1) 福岡労働局労災補償課分室 O92-433-7225

労災の診療費算定やレセプト請求に関すること、指定医療機関等の新規申請や変更届、電子申請利用の届出に関すること。

(2) 福岡労働局労災補償課 O92-411-4799

労災のアフターケア制度や当該レセプト請求に関すること、労災 二次健康診断の給付や費用請求に関すること。

2 労災の診療費算定やレセプト請求、内容に関するお問い合わせについて

労災診療費の内容審査等は、医療機関毎に担当者が決められており、 当局の非常勤職員である専門員が担当しております。

ついては、これらに関するお問い合わせの際は、個別の内容のことが多いため、9時から16時30分までの間にお問い合わせしていただくようご協力をお願いします。